人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）及び国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則二一―二一―五

人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式 表面 No. ＿＿＿＿ 第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一　（略） （削る） 二　第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 三　第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかった者 四　第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者 五　第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。） 六～十九　（略） ②　（略） 調　査　員　証 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。 裏面 （略）	別記様式 表面 No. ＿＿＿＿ 第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一　（略） 二　（略） 三　第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者 四　第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写しの提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかった者 五　第十七条第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者 五の二　第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。） （新設） 調　査　員　証 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央点線の所から二つ折とすること。 裏面 （略）

附　則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。